

令和 8 年 2 月 1 2 日
国民健康保険運営協議会資料

国民健康保険事業について（諮問）

【諮問事項】

1. 医療分保険料の賦課限度額の改正について
2. 子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課割合及び賦課限度額の設定について

(諮問の背景と見直し案)

1. 医療分保険料の賦課限度額の改正について

(1) 賦課限度額設定の必要性

保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があり、一方で、受益との関係において、受益を大きく上回る負担（医療機関を受診した際に受ける医療給付を大幅に上回る保険料）が課されると、保険に加入している意義を見いだせなくなり、保険料の支払い意欲や、制度及び事業の円滑な運営に支障をきたすことが懸念されるため、国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）において、被保険者の保険料負担に一定の上限額を定めています。

賦課の最高限度額

・医療分	=66 万円以下(施行令第 29 条の 7 第 2 項第 9 号)
・後期高齢者支援金分	=26 万円以下(施行令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号)
・介護分	=17 万円以下(施行令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号)

(2) 賦課限度額設定の考え方

現在、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等による被保険者数の大幅減により保険給付費総額は減少傾向となる見通しですが、今後も高齢化や医療技術の高度化等により、一人当たり医療費は高止まりし、保険料算定の根拠となる被保険者の所得は十分に伸びない傾向にあります。このような状況下では、高所得層に応分の負担を求めることで、中低所得層に配慮した保険料を設定することが求められています。

社会保障の負担のあり方については、平成 25 年 8 月の『社会保障制度改革国民会議報告書』により、「年齢別」から「負担能力別」に切り替える考え方が示されました。特に国民健康保険においては、「相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みを改め、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」であると同時に、「低所得者に対する保険料軽減措置の拡充を図るべき」であると記されたところです。

このような考え方のもと、このたび「令和 8 年度税制改正大綱」（令和 7 年 12 月閣議決定）において、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得基準額を引上げる方針が決定されました。賦課限度額については、医療分を 66 万円から 67 万円に 1 万円引き上げ、後期高齢者支援金分を 26 万円及び介護分を 17 万円に据え置くこととされました。

これに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、施行令の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行される予定です。

(3) 見直し等についての考え方（事務局案）

現在、本市では、施行令に定める上限額と同額まで保険料を賦課しています。

保険料の賦課限度額を見直すことにより、被保険者間の保険料負担の公平性の確保と、中低所得層の負担軽減を図ることが可能であるため、本市においても、国の改正内容に基づき、令和 8 年度から医療分を 66 万円から 67 万円に見直すこととします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

2. 子ども・子育て支援納付金分保険料の賦課割合及び賦課限度額の設定について

(1) 子ども・子育て支援金制度とは

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」が策定され、3.6兆円規模の子育て支援の抜本的拡充に取り組むこととされました。そして、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法の一部改正により、「加速化プラン」に掲げられた子育て施策に、全世代で子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金」が充てられることとされました。全ての世代や企業から支援金の拠出を求め、子育て施策の拡充に充て、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるのが子ども・子育て支援金制度です。

(2) 子ども・子育て支援納付金分保険料の考え方

令和8年度から、国が医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）の納付ルートを活用して子ども・子育て支援金を集めることとされています。すなわち、国民健康保険料の一部として子ども・子育て支援納付金分を徴収し、これを国に納付します。

子ども・子育て支援納付金分の賦課方式及び賦課割合は、各保険者の判断で設定するものとされていますが、国民健康保険税の賦課限度額については、「令和8年度税制改正大綱」を受けて改正された施行令において3万円と設定されました。この改正施行令は令和8年4月1日から施行される予定です。

(3) 見直し等についての考え方（事務局案）

子ども・子育て支援納付金分の賦課方式及び賦課割合は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分に倣うものとし、「所得割」「均等割」「平等割」の「3方式」で、割合は50：35：15とします。また、賦課限度額は3万円を設定することとします。

つきましては、貴協議会の意見を求めます。

国民健康保険料の賦課限度額の改定経過

年度	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分	合計
H20	470,000	120,000	90,000		680,000
H21	470,000	120,000	100,000		690,000
H22	500,000	130,000	100,000		730,000
H23	510,000	140,000	120,000		770,000
H24	510,000	140,000	120,000		770,000
H25	510,000	140,000	120,000		770,000
H26	510,000	160,000	140,000		810,000
H27	520,000	170,000	160,000		850,000
H28	540,000	190,000	160,000		890,000
H29	540,000	190,000	160,000		890,000
H30	580,000	190,000	160,000		930,000
R1	610,000	190,000	160,000		960,000
R2	630,000	190,000	170,000		990,000
R3	630,000	190,000	170,000		990,000
R4	650,000	200,000	170,000		1,020,000
R5	650,000	220,000	170,000		1,040,000
R6	650,000	240,000	170,000		1,060,000
R7	660,000	260,000	170,000		1,090,000
R8	670,000	260,000	170,000	30,000	1,130,000

- ※ 後期高齢者支援金分は、平成20年度に制度が導入された。
- ※ 介護納付金分は、平成12年度に制度が導入された。
- ※ 子ども・子育て支援金分は、令和8年度に制度導入予定。
- ※ 網掛け太字を施した欄は、限度額を新たに設定または改定した年度。
- ※ 令和8年度は、予定を記している。

賦課限度額の改定による限度額超過世帯への影響

※ R7.12月末時点、R8料率案で算定

【医療給付費分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
		1人世帯	2人世帯
66万円(現行)	157世帯 (1.90%)	1人世帯	7,652,000
		2人世帯	7,205,000
67万円(改正後)	152世帯 (1.84%)	1人世帯	7,773,000
		2人世帯	7,326,000

【後期高齢者支援金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
		1人世帯	2人世帯
26万円(現行) (改正なし)	111世帯 (1.34%)	1人世帯	9,673,000
		2人世帯	9,207,000

【介護納付金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
		1人世帯	2人世帯
17万円(現行) 改正なし	120世帯 (3.27%)	1人世帯	5,834,000
		2人世帯	5,384,000

【子ども・子育て支援金分】

賦課限度額	限度額超過世帯数	限度超過額に達する所得(単位:円)	
		1人世帯	2人世帯
3万円(新規)	108世帯 (1.31%)	1人世帯	10,395,000
		2人世帯	9,927,000

※「限度超過額に達する所得」は基礎控除43万円を差し引く前の総所得額金額です。

軽減判定基準所得の拡充による軽減該当世帯数への影響

軽減割合	国保加入者数						
	1人	2人	3人	4人	5人		
【現行】							
7割	43万円	43万円	43万円	43万円	43万円		
30.5万円 × 加入者数 + 43万円	5割	73.5万円	104万円	134.5万円	165万円	195.5万円	+ (給与所得者等の数-1) × 10万円
56万円 × 加入者数 + 43万円	2割	99万円	155万円	211万円	267万円	323万円	
【改正後】							
31万円 × 加入者数 + 43万円	5割	74万円	105万円	136万円	167万円	198万円	+ (給与所得者等の数-1) × 10万円
57万円 × 加入者数 + 43万円	2割	100万円	157万円	214万円	271万円	328万円	

※ 軽減制度拡充影響世帯数 (R8料率案で試算: R7.12月末現在、全世帯: 医療・支援 8,259世帯、介護 3,673世帯)

【現行】	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援・子ども	2,708	32.79%	1,044	12.64%	865	10.47%	4,617	55.90%
介護	1,373	37.38%	443	12.06%	291	7.92%	2,107	57.36%

【改正後】	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援・子ども	2,708	32.79%	1,068	12.93%	875	10.59%	4,651	56.31%
介護	1,373	37.38%	454	12.36%	295	8.03%	2,122	57.77%

<影響比較>	7割軽減	構成比	5割軽減	構成比	2割軽減	構成比	軽減世帯計	構成比
医療・支援・子ども	増減なし	—	24	0.29%	10	0.12%	34	0.41%
介護	増減なし	—	11	0.30%	4	0.11%	15	0.41%

子ども・子育て支援金制度が開始します

「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は**加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが**、**全ての医療保険制度の加入者で平均すると**、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様追加のご負担を求めない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	3万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・妊娠届出時に5万円
 ・妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給します。



※令和7年度から制度化

育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

出生後休業支援給付

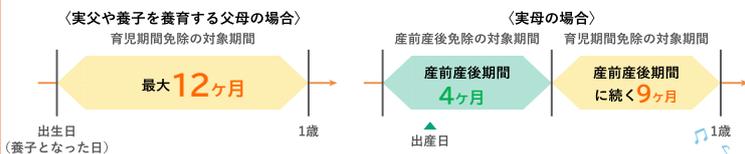
「出生後休業支援給付」を創設し、
 子の出生直後の一定期間内に
 両親ともに14日以上育児休業を取った場合、
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
 保育所等に通っていない0歳6カ月から
 満3歳未満のこどもが
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



子ども・子育て支援金分の賦課

- 国民健康保険における子ども支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援納付金に係る均等割額の10割軽減の措置が講じられる。
- 18歳未満被保険者の均等割額について10割軽減した上で、当該軽減分を18歳以上被保険者に賦課することにより、子どもがいる世帯への負担が軽減される仕組みとなっている。

<18歳未満被保険者>

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{保険料}} \\ \text{(子ども支援金分)} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{所得割額}} \\ \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{均等割額}} \\ \text{(軽減でゼロ円)} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{(平等割)}} \\ \text{※世帯単位で賦課} \end{array}$$

<18歳以上被保険者>

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{保険料}} \\ \text{(子ども支援金分)} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{所得割額}} \\ \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{均等割額}} \\ \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{18歳以上}} \\ \boxed{\text{均等割}} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{(平等割)}} \\ \text{※世帯単位で賦課} \end{array}$$

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{18歳未満均等割}} \\ \boxed{\text{軽減額の総額}} \end{array} \div \begin{array}{c} \boxed{\text{18歳以上}} \\ \boxed{\text{被保険者数}} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{18歳以上}} \\ \boxed{\text{均等割}} \end{array}$$